

## 道本部役員の起訴について

2010年3月23日  
自治労北海道本部

3月22日、自治労北海道本部 木村美智留財政局長が札幌地方検察庁より札幌地方裁判所に起訴されました。起訴内容は、政治資金規正法違反（企業・団体献金の禁止）です。

木村財政局長は、3月1日札幌地方検察庁に昨年の衆議院選挙北海道第5区における政治資金規正法違反容疑で逮捕され、今回の起訴となっておりますが、事実の詳細については公判で明らかになるものと思われまます。

木村氏は、北広島市に居住していたことから、地域運動として民主党の活動に加わり、2003年頃から民主党北海道第5区総支部の役員を担っていました。

地域の中では、私たちは市民であり、その活動の一環として、地域での政党活動を担っていたと認識しています。

自治労北海道本部は、この間の政党と労働組合の立場をしっかりと踏まえた上で、政治闘争に関わってきていますが、こうした中で、今回の事態に至ったことは極めて遺憾であり、全道の組合員の皆さんにご心配とご迷惑をおかけしている点について、心からお詫びを申し上げます。

道本部は、木村財政局長の執行権を逮捕以降停止し、出勤停止の措置をとってきましましたが、起訴以降、道本部規程により休職とし、今後は、公判での推移と判決を待つ、その後の対応、道本部としての説明責任を果たします。

今回の問題に関して、自治労に結集する組合員、家族、OBの皆さまに不安や不信任感を与える結果となったことを重ねて、心よりお詫びを申し上げます。